

## 中国の経済改革と地方保護主義

磯 部 靖

### 1. 問題の所在

中国における政治現象は、極めて多様性に富んでいる。例えば、文化大革命時における全国的大混乱、大躍進期の各地における急進的な人民公社化運動や末端からの狂信的とも言える水増し報告、経済改革後の地方における過剰な投資を原因とした度重なる経済過熱、天安門事件後の、中央による厳しい引き締め政策にもかかわらず、「諸侯経済」<sup>(1)</sup>と呼ばれるような地方保護主義の問題が顕在化したことなどである。これらの現象は、中国共産党による指導の絶対性をはじめとした、民主集中制などの制度的原則とは著しく対象をなしている。<sup>(2)</sup>

人民公社の廃止に関して、中央はもともとそれを想定していたわけではなかったが、農村での生産請負制導入を認めた後、事態はなし崩し的に人民公社解体の方向へ進んでしまった。そして、中央は後からそれを承認することを余儀なくされたのである。また、中央は地方の積極性を引き出すために、なし崩し的に経済権限の下放を行ったが、それによって経済に関するマクロ統制が失われ、混乱を来たしてしまった<sup>(3)</sup>。そこで1988年9月には、経済の整備・整頓政策という引き締め策を導入して混乱の收拾を図ったもの、今度は地方の既得権益との軋轢や経済の停滞などの問題が発生し、結局のところ再び改革路線への回帰を余儀なくされた。

このように中国における政策決定は、地方での政策執行の結果に大きく依存しているのである。中央で決定された政策には、従るべきモデルや達成すべき目標が提示されてはいるが、それを実行するための具体的で精確な手段や進め方は明示されてはいないし、「地域の実情に即して調整しながら実行しなければならない」というような一節がしばしば挿入されている<sup>(4)</sup>。そして、政府機構改革や、「分税制」<sup>(5)</sup>の導入に際しても、全国的な施行が早急に目指されるのではなく、条件のいい一部の地域がモデル地区として選ばれて、そこでの試行を踏まえ修正をほどこしたうえで初めて全国的な導入が目指されるのである<sup>(6)</sup>。

以上のことから、「中央の決定作成に対する中央エリートの独占は、直ちに政策執行に対する同様の独占とはならない」<sup>(7)</sup>と言える。それゆえ、中央において決定された政策の内容を見るだけでなく、その政策の地方での執行状況と、その結果を受けて行われる、中央における政策変更を見ること、すなわち、このような決定と執行の間の相互作用としての政策過程の分析は、中国における政治現象を解明するに当たって、極めて重要なのである。そこで、本稿では、改革・開放期以降の中国における中央・地方関係を分析する上で、地方保護主義に注目し

たい。

さて地方保護主義の問題を具体的に考察する前に、「地方」という言葉について若干の概念規定をしておきたい。もともと「地方」という言葉には、中央の対抗概念という意味と中央と基層の中間概念という意味がある<sup>(8)</sup>。天児慧教授によれば、「地方主義」は地方の利益・エゴを第一義的に優先し、陰に陽に中央の意向に抵抗し、あるいは周囲に対して閉鎖的になつたりする指向や傾向のことを指し、「地域主義」とは、地域の価値、認識、利害を共通項目として優先することは確かであるが、それは中央との対抗性をもたない「水平的」概念であると論じている<sup>(9)</sup>。本稿では、中央の政策に対して地方が自らの利益を守ろうとする動きのことを、中国における名称に依拠して地方保護主義と呼ぶこととしたい。

地方保護主義に関して興味深いのは、経済の整備・整頓政策<sup>(10)</sup>といわれる、中央による経済引き締め政策が行われた時期に、それが最も顕在的な形で表出したことである。それゆえ、本稿では、経済の整備・整頓政策が行われた1988年から91年にかけての時期の地方保護主義についての分析を通じて、改革・開放期における中央・地方関係の問題を考察していきたい。

具体的には、経済の整備・整頓政策が行われた時期の地方保護主義の問題を分析することによって、第一に、中央の政策に対する地方の対応の仕方から、地方における政策執行の実態を明らかにし、第二に、そのような政策執行の実態と、中央における政策転換の関連を分析することによって、中国における政策決定過程研究の補強をし、第三に、中央と地方の利害衝突の面ばかりでなく、改革・開放政策によって既得権益を得て、若干の利益表出を見せるようになってきた企業家や庶民の動向が、政治に何らかの影響を与えるようになってきている趨勢を分析し、中国における政治と社会の相互作用のあり方を考察したい。

以下、本稿では、第一に、経済の整備・整頓政策の導入までの経緯と施策内容、第二に、同政策の執行実態とその限界、第三に、地方保護主義の顕在化、第四に、改革路線回帰に至るまでの中央と地方の確執という順序で、分析を行なっていくこととしたい。

## 2. 経済の整備・整頓政策の導入

社会主义体制のもとで形成された中央集権的経済システムを改革していく過程で、各地で混乱が生じ、中央政府による経済へのコントロールが麻痺しかねない状況に陥ったため、共産党指導部は、従来の改革路線を後退させざるを得なくなった。以下、経済の整備・整頓政策導入の背景となった経済の混乱と共産党指導部の危機感および、経済引き締めの具体的措置について見ていきたい。

### (1) 危機に瀕した中央の統制力と経済の整備・整頓政策

#### ①改革路線の後退

1988年5月19日、鄧小平は価格改革の推進に関して、「困難を恐れてはいけない、肝っ玉をさらに大きくするのだ。前門の狼、後門の虎を恐れていては改革の道を進んで行くことはでき

ない」と語り、強気の姿勢を示していた<sup>(11)</sup>。こうした方針にしたがって、同年5月には主要副食品（豚肉、鶏卵、野菜、白糖）価格の自由化、同じく7月には有名煙草・酒の価格自由化が実施された。

しかしながら、それらの措置が断行された後、鄧小平の楽観論とは裏腹に、現実のインフレはさらに激しさを増した。こうして、インフレの激化や腐敗問題の深刻化に対応するため、中央は価格改革や企業改革の実施を棚上げにして、社会の安定化を図るための措置を取らなければならなくなった。その結果、88年8月30日の国務院第20回常務会議において、「当面の物価対策と市場安定化措置に関する決定」が採択され、つづく9月15日から21日にかけて開催された中央工作会議では、「今後2年間は経済環境の立て直し、経済秩序の整備を重点とする方針」が提起されたのであった<sup>(12)</sup>。

88年の年頭、趙紫陽総書記によって提起された沿海経済発展戦略などに代表される高度経済成長路線から、経済の安定により重点を置く経済の整備・整頓政策への転換には、共産党指導部が中央政府による経済のマクロコントロールの弛緩に対してかなり危機感を抱いていたことが影響していたと思われる。鄧小平は中央による統制力の弱体化によって、社会の混乱がますます深刻化する事態に対して、「中央は権威を持たなければならない」という言葉を用いて、社会の安定化を図るためにも引き締め政策の導入も辞さないという姿勢を示した<sup>(13)</sup>。

また、88年9月28日の『人民日報』でも、党の分散化傾向や中央の権威の失墜状況への危機感から、かつて用いたような行政手段による経済引き締めもやむを得ないという見解が示されたのであった。一方、温家宝中央書記処書記は、88年10月15日、この度の経済の整備・整頓政策が党組織強化のための党内引き締めと結びついていることを明らかにする発言を行ったのであった<sup>(14)</sup>。

## ②中国共産党第13期中央委員会第3回全体会議

趙紫陽総書記は、中国共産党第13期中央委員会第3回全体会議における報告の中で、「建設規模と成長率をやみくもに競争してはならない。（中略）このような競争は最大の盲目性と破壊性をもっている。このような風潮が打破されなければ、中央の政策決定とマクロ規制を貫徹できない。党の各級組織は党の一部であり、党中央の権威を擁護し党中央の指令を遂行しなければならない」という危機意識のもとに、「経済環境の整備は、主に社会総需要を圧縮し、インフレを抑制することである」とし、「経済秩序の整頓は、新旧体制転換の中に現れた各種の混乱現象を整頓することである」と述べ、経済の整備・整頓政策の導入を宣言した<sup>(15)</sup>。次に具体的措置をいくつか見てみよう。

### （2）行政手段主導の引き締め措置

#### ① 基本建設投資の圧縮<sup>(16)</sup>

基本建設投資の圧縮に関しては、国務院に「固定資産投資プロジェクト整理指導小組」が設

置された。また、「進行中の固定資産投資プロジェクトの整理、投資規模圧縮に関する通知」、「樓堂館所建設管理の暫定条例」も出された。そして、国務院の各部（省庁）には整理小組が設置され、各部長（大臣に相当）が責任をもち、省・自治区・直轄市などにも小組が置かれ、省長、自治区主席や市長が責任を負うことになった。整理の対象には、エネルギー、交通、通信、原材料や農業などの不足気味な項目以外の、加工業全般が含まれていた。

また、経済特区や沿海開発地区のプロジェクトも例外ではなく、整理は原則として1988年11月末までに完了すべきであるとされた。10月6日には第1次整理対象の百項目余りのプロジェクトが公表され、高エネルギー消費で、非生産的な建築などのプロジェクト、冷蔵庫・バイク・テレビなどの製造施設、飛行場・駅・空調施設・ホテル・劇場・高級な幹部宿舎、などがその対象となった。

#### ② 物価の抑制<sup>(17)</sup>

物価の抑制は、経済の整備・整頓政策において急務の課題とされ、行政手段を用いて強力に実行されることとなった。「化学肥料、農業、農業用器具の専売制の決定」、「綿花買い付けの取り締まりと綿花市場の管理強化に関する通知」、「食糧管理の強化と食糧市場安定に関する決定」などが相次いで出され、さらに「物価管理の許可、物価上昇幅の厳格な抑制に関する決定」では、都市の食糧・食用油の価格固定化、都市の野菜の自由価格禁止など、9つの要求が出された。

#### ③ 社会集団購買力の抑制<sup>(18)</sup>

社会集団購買力に対する抑制についての国務院の決定は、1989年と1990年にそれぞれ20%ずつ削減すること、県以上の単位に対する上級機関による直接統制、高級ホテルでの会合を禁じる厳格な会議認可制や、国務院の全国社会集団購買力抑制指導小組などの再編による首長責任制の実施などが指示された。また、特別規制品目が19から20品目に拡大され、規制品目の購入については管理部門の承認が必要とされ、購入先も指定されることになった。それらの品目には、自動車・オートバイ・コピー機・楽器・家具・毛布・シルク・有名銘柄あるいは外国製のタバコや酒、などが含まれた。

#### ④ 公司の整理<sup>(19)</sup>

経済秩序の整頓、つまり乱立した郷鎮企業の整頓や流通分野に混乱を引き起こした「官倒」などの不正対策としては、「公司の整理・整頓に関する党中央と国務院による決定」が出され、1986年後半以降に設立された公司、特に総合公司、金融公司、流通公司、などの整頓が目指された。また、公司が政府の物資の配分、インフラ建設事業の認可、輸出入商品と外貨管理の認可、などの行政機能を持つこと、各級の党や国家機関が行政費などの公的資金で公司を設立すること、党や国家機関の在職者が公司で役職を兼任することなどが禁止された。

### 3. 経済の整備・整頓政策の限界

経済の整備・整頓政策の導入後も経済の混乱は容易には収まらず、共産党指導部ではその対策を巡って意見対立が生じ、89年6月4日の天安門事件を経て、更なる引き締め強化策が打ち出されることになった。それによって経済の過熱は収まったものの、今度は不況の深刻化という問題につきあたることとなった。以下、経済の整備・整頓政策の実施過程で直面した問題について見ていく。

#### (1) 収まらない経済の混乱

1988年10月25日の『北京週報』掲載された「多様化する利益の調節」という記事では、改革による権限の下放によって人々や集団の利害関係が多様化して、それが経済過熱の原因となっていること、さらに今までの改革によって既得権益を手に入れた人たちが集団利益のためという名のもとに、中央の命令を無視して勝手なことをしているという問題を指摘した。このような傾向は、経済の整備・整頓政策の導入後も収まる気配を見せなかった。以下、地方レベルでの様々な抵抗を、基本建設投資の圧縮と社会集団購買力の抑制の例から見ていく。

##### ① 基本建設投資の圧縮

広東省では、1988年の最初の7ヶ月間で、20の高層建築物の建設が取り止められ、15億元の基本建設投資を圧縮して、10月からは省の計画委員会が中心となって、固定資産投資項目指導小組を組織し、全社会固定資産投資項目に対する全面整理を始めた<sup>(20)</sup>。

四川省での基本建設投資規模の伸びは全国平均を下回っていたものの、予算外資金<sup>(21)</sup>による投資規模の増大が著しいため、省政府は各級に基本建設投資整理小組を成立させることを決定した<sup>(22)</sup>。また、北京市では、外交部の招待所や市文化局の大衆芸術館など40もの公共施設の建設中止ないし縮小を決定した<sup>(23)</sup>。

ところが88年12月30日の『人民日報』では、「少なからぬ部門がいまだに、地方で建設されている建物を真剣に整理していない。ある建設項目に関しては、地方が建設停止ないし延期を申し出ているのにもかかわらず、中央の部門が依然として建設を促している」と伝えられた<sup>(24)</sup>。四川省の内江市では、「対外循環」と呼ばれる銀行を経由しない資金の流通によって、金融の引き締め後も経済の過熱がやまない状況が続いていると報道された<sup>(25)</sup>。

すなわち、地方当局は中央からの投資圧縮の要求に対して陰に陽に抵抗していたのである。大型ビルやホテルの建設には地元の指導層が深く関わっていて、自らの既得権益を守るために、表面的には中央の指示に従いつつも、それはほとんど風向きが変わるものまでの一時しのぎのものであり、機会を伺いつつ、いつでも再開できる用意をしており<sup>(26)</sup>、地方当局は自らの利益のために、あらゆる手を尽くして、地元の建設中のプロジェクトをそのまま残そうとした。例えば、中央に対して駆け引きをしたり、駆け込み工事を進めたり、無理やり外貨を導入して既成事実を作ろうとしたのである。それと同時に、むしろ一部の中央官庁からの圧力で、投資の圧縮

が進展していないケースもあった点は興味深い。

89年4月4日の『人民日報』では、基本建設投資の圧縮状況について次の三つの問題点が指摘された<sup>(27)</sup>。第一は、投資規模が依然として大き過ぎることである。第二は、すでに圧縮されたものが、全体の投資の中で占める比率が小さいことである。例えば、湖北省で圧縮された割合は、全体の4.5%であり、安徽省では5.9%、大連市では4.7%というように、当初の目標であった20%の削減には程遠い状況であった。そして第三は、「上に政策あれば、下に対策あり」というような、中央の政策に対する地方の面従腹背的な対応がしばしば見受けられたことである。

## ② 社会集団購買力の抑制

1988年10月10日の『人民日報』によると、重慶市（計画単列都市<sup>(28)</sup>として重慶市は、四川省からかなりの権限を移管されている）は、社会集団購買力を抑えるために二つの措置を実施することを決定した<sup>(29)</sup>。第一に、重慶市はその管轄下の県級以上の単位に対して、社会集団購買力の圧縮目標を提示しそれを実行させ、県級よりも下位の単位には圧縮目標を課すというものであった。第二は、重慶市における制限対象品目を従来の19から20に増やし、それらを購入する場合には、様々な制約を課すというものであった。また、吉林省では各級の財政部門が、省政府の要求に従って社会集団購買力の抑制に努めた結果、88年度は前年比20.2%の抑制に成功し、国務院が提示した指標を上回る成果を上げることができた。その際にはかなり徹底した措置が実行された模様で、制限品目の購入場所を159地点に限定し、配給切符制さえも導入されたという<sup>(30)</sup>。

その一方で、四川省全体での社会集団購買力の抑制はかなりの困難に直面していた<sup>(31)</sup>。88年1月から10月にかけての社会集団購買力は15.85億元に達していて、前年比20.5%の伸びであった。特に大都市における伸びが著しく、成都市では2.67億元に達し、前年比76.7%の増加であり、重慶市では4.25億元で、18%の上昇を記録した。その客観的要因としては、政府機関の肥大化、人員の増加、業務の拡大、物価上昇などがあげられた。また、不合理な要因として、一部の単位では奢侈浪費の気風がいまだに強いこと、現物支給と称して労働者に様々な“ばら撒き”が行われていたこと、医療費の増加が激しいこと、そして一部の部門では、先を争って自動車を購入したり、事務所の改装をし続けていたことが挙げられた。このような状況に対して、社会集団購買力抑制の担当機関は強力な措置を実施することができず、人員も極めて不足している実態が伝えられた。

国家統計局によると、89年第1四半期の社会集団購買力は171.3億元で、前年同期比13.8%の増加であった。88年第4四半期の伸び率よりやや下がったもの、非制限品目に対する需要がかなり増加するという由々しき現象が起こっていた<sup>(32)</sup>。例えば、北京市東安市場の89年第1四半期における社会集団購買力全体の伸びは、前年同期比29.9%減少した。しかし、非制限品目に関していえば、21.8%の増加となっていた。

## (2) 引き締めの強化

天安門事件直後の1989年6月9日、鄧小平は今後の課題として次の二点を提起した<sup>(33)</sup>。第一点は、中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議で決定された経済建設を中心とする基本路線を今後も堅持することであった。これは事件後の人心の動揺を最小限に食い止め、「和平演変（西側諸国の平和的手段による体制転覆の戦略）」に対抗するための不可避的な選択であったと言える。第二点は、党组织の弛緩への対策として、思想政治工作を強化することであった。そして同年6月24日の中国共産党第13期中央委員会第4回全体会議では、6月9日の鄧小平による講話の線に沿った総括を行い、今後の方針として、①反動乱、②経済の整備・整頓政策の堅持、③思想政治工作の強化、④反腐敗闘争と党建設の強化、の4つを提起した<sup>(34)</sup>。こうしてその後、党内引き締めと結びついた反腐敗闘争と経済の引き締めが強化されることになったのである。

### ① 反腐敗闘争

89年7月28日に閉幕した政治局拡大会議で採択された「近い将来、大衆が関心を寄せるいくつかの事を実行することに関する中共中央、国務院の決定」によると、腐敗一掃のために七つのことが決定された<sup>(35)</sup>。例えば、①公司の整理・整頓を一段と進めること、②高級幹部の子女による商業経営を断固制止すること、③指導者への各種食料品に関する「特配」を廃止すること、④幹部に対する乗用車の配備については規定通り厳格に行い、乗用車の輸入は厳禁すること、⑤供應贈答は厳しく禁止すること、⑥指導幹部の海外訪問を厳しく制限すること、⑦汚職、収賄、投機などの犯罪行為を厳格に取り締まることなどの措置が打ち出された。このような党内への引き締めの強化は、天安門事件の発生により明らかになった通り、党组织の弛緩が、党指導の貫徹そのものまでも危うくするほどに深刻化していたことに対する、危機感の表れであったと思われる。

### ② 経済統制の強化

経済への引き締め強化の例として、ここでは物価の抑制を取り上げたい。89年8月の全国物価工作会议では、下半期の物価抑制措置として以下の七項目が決定された<sup>(36)</sup>。例えば、第一に、国務院が特に許可した場合を除き、地方政府は新規の値上げを行わないこと、第二に、生活必需品の価格を安定させること、第三に、食糧、綿花、及び計画外の石炭、石油、金属などの基礎資材の価格を整頓すること、第四に、流通秩序を整頓すること、第五に、大幅に値上がりした商品や売れ残り商品の価格を下げるここと、第六に、農業市場の物価統制を強めること、第七に、物価法規を厳しくし、物価に対する監督を強めることなどの措置を決定した。

一方、黒龍江省では、物価統制や専売制の導入のほかに、次の三つの措置が実行された<sup>(37)</sup>。例えば、第一に、383種類の重要品目に対して、資金・原料・エネルギー・輸送・流通、などの面から優遇措置を講じて供給増加を促した、第二に、流通の中間機構を簡素化するために、

1400余りの公司を整理・統合した。また、金属・紡績・雑貨・耐久消費財などの加工業製品を扱っている卸売り企業も整理の対象となった、第三に、市場における詐欺や独占などの違法行為1万8000件余りを取り締まった。その結果、摘発された無許可業者は1万4000人以上だったという。

上海市では、第一に、生活必需品19品目の価格を89年末まで凍結する決定がなされ、第二に、32品目を専売制にし、52品目の生産・販売を行政の監督下に置いた<sup>(38)</sup>。济南市では、第一に、科学肥料・農薬・農業用器具・カラーテレビを専売制にし、第二に、国営商店が販売する豚肉と野菜の量が市場供給量のそれぞれ50%以上と20%以上を占めるようにした<sup>(39)</sup>。

このように、旧来の物価統制的手法を用いざるを得なかったところに、経済の整備・整頓政策のもとにおける物価問題の深刻さが伺える。言い換えるならば、このような強制的手段を用いてでも物価問題を早急に解決しなければならなかつたほど、中央の指導者たちは特に天安門事件以降、政権の危機的状況を強く認識していたものと思われる。

### (3) 経済の停滞

以上のような引き締め政策の強化によって経済の過熱は次第に収まった。89年12月27日の『人民日報』では、「全民所有制単位の固定資産投資額は月を追って下がり、11月には前年の同時期と比較して13.9%の下降を記録」したと報道された<sup>(40)</sup>。国家統計局によれば、89年の全民所有制単位における基本建設投資額は1538億元で、88年に比べて36.3億元減少した<sup>(41)</sup>。また、物価の上昇率も89年の下半期以降下がり続け、同年10月にはひと桁台にまで下落した<sup>(42)</sup>。

その一方で、大量の基本建設プロジェクトの停止によって、89年後半から、生産財市場の不況、一部業種と部門の操業短縮や操業停止が起こり、大量失業の問題を生み出した<sup>(43)</sup>。また、地方政府が主要な生活必需品に対して、旧来のような物価統制の手法を復活させたことにより、第一に、市場に対する強力な引き締めによる不況の深刻化、第二に、物価を凍結したり、統制したりするために、生産者からの買いつけ価格と消費者への売り渡し価格の間の逆ザヤを価格補給金として補填しなければならなくなつたことや、赤字企業への補助金増大などによる財政赤字の拡大という二つの問題が生じた<sup>(44)</sup>。

## 4. 地方保護主義の顕在化

天安門事件以降の経済統制の強化が行なわれた時期、「諸侯経済」を初めとした地方保護主義の問題が顕在化した。以下、経済の整備・整頓政策が地方での執行過程において、様々な障害につきあたるようになった現実を描き出したい。

### (1) 経済体制の地方分権化と「諸侯経済」

1989年後半以降、不況が深刻化する中で自らの財政収入を確保するため、地方政府が管轄地域の市場を封鎖することによって、競争力のない地元産業の保護を図るという動きが顕在化し

た。このような地方保護主義の問題が「諸侯経済」と呼ばれ、多くの議論を呼ぶようになつた<sup>(45)</sup>。

地方政府が「諸侯経済」的行動をとるようになったのは、経済改革によって権限が下放され、利益主体化したことが大きな原因であると言われている<sup>(46)</sup>。財政請負制の導入によって地方政府には経済建設へのインセンティヴが与えられ、国家財政収入に占める地方の割合は中央を凌ぐようになり、88年にはその6割を占めるまでになった。一方、国民所得に占める中央財政収入の割合は、88年において2割程度にまで落ち込んでしまい、財政政策による経済のマクロ統制は極めて難しい状況にあった<sup>(47)</sup>。

また、中央（国家計画委員会）が指令性計画によって統一的に分配する物資は、経済改革が実質的に始まった79年には256種類で、中央政府や各部門が指令性経済により、計画的に分配する物資は316種類であった<sup>(48)</sup>。それが、88年には、統一分配物資が27種類、計画分配物資が45種類へと大幅に減少した。それと同時に、中央が統一的に分配する重要物資についても、それが生産総量に占める割合は著しく低下した。例えば、鋼材は中央による統一分配の比率は、79年には77%であったが、88年には47%に低下した。石炭は58.9%から43.5%、木材は85.0%から25.9%、セメントは35.7%から13.6%へと、それぞれ大幅に低下した。比率の低下した分は地方の物資流通管轄部門と企業の間の割り振り、メーカーとユーザーの直接取引きによって流通することになったのである。

そのほかにも地方当局は地元経済に対する権限を多く握っており、政企分離も進んでいない<sup>(49)</sup>。これらの制度的要因と不況の深刻化という状況のもとで、「諸侯経済」を初めとした地方保護主義の動きは顕在化したのであった。

## （2）市場封鎖と物資「争奪戦」

89年6月4日の『人民日報』では、河南省で“煙葉大戦”、内モンゴル自治区で“羊毛大戦”、浙江省・江蘇省で“蚕繭大戦”などと呼ばれる物資「争奪戦」が発生して、市場に大きな打撃を与えたことが伝えられた<sup>(50)</sup>。そのほかにも、北京市・天津市・河北省で甘栗、安徽省・江蘇省・上海市で薄荷油、山東省沿海一帯でクルマエビが物資「争奪戦」の対象となった<sup>(51)</sup>。

また、湖南省は、中央が決定した沿海経済発展戦略に呼応して広東、広西に隣接する一部地区に、香港や広東をターゲットにした外向型農業総合開発区を作った。しかし、こうした目論見とは裏腹に、湖南省と広東省との間では経済摩擦がエスカレートし、湖南省は広東省に対して食糧禁輸措置をとるに至り、先の地区における開発熱はいっきに冷めてしまった<sup>(52)</sup>。

そもそも、この両省の間には1985年にも豚を巡っての摩擦があった。そして、今回は湖南省内部での原材料や農作物に関する需要が急増し、省内では物不足が深刻化していた。その一方で、特産品である葉タバコは、湖南省では、一律の価格で買い上げられるが、広東省では弾力的な値段で買い上げられることが可能であったため、広東省内での実際の買上価格は湖南省より50%も高く、そのため農民はみな広東省に売却しようとした。また、広東省からは安価な工

業製品が大量に流入したことによって、湖南省は地元から予期した分だけの財政収入が得られないこととなり、市場封鎖という強硬措置に訴えたのであった<sup>(53)</sup>。

このような物資「争奪戦」は、趙紫陽総書記の沿海経済発展戦略に基づく貿易管理体制の改革によって経済権限が下放されたのと同時に、輸出任務を完遂するためには、地方が独自に商品を開発しなければならなくなつたこととも関係がある。中国では国際市場に通用する商品が少ないこともあって、必然的に物資の「争奪戦」が生じたのであった。

一方、新疆ウイグル自治区では89年末、地場産業保護のため、外地工業製品30品目の搬入制限を決定した<sup>(54)</sup>。その内容は、許可を受けずに制限対象品目を外地から仕入れ、当地で販売した者に対して、工商部門と財政部門は販売利益を全額没収すると共に罰金を課し、さらに工商銀行も貸付を一切行わなくするという厳しいものであった。また、広州市で行われた1990年繭工作会議は、「蚕繭大戦」再発の懸念を表明した<sup>(55)</sup>。その分析によると、①繭の全面的不足、②輸出政策の傾斜措置での不平等、③市場変化に関する情報不足などのため、繭不足感が実際以上に高まり、一部業者や投機家が買い占めに動いているためだとされた。

次に市場封鎖による綿紡績業界の混乱についてみてみよう<sup>(56)</sup>。89年の綿花の供給不足は総需要の20%前後に達し、90年にはさらに悪化の様相を呈した。そもそも綿花の供給不足は、綿花生産地が小型紡績工場を盲目的に増設、拡張していることが主な原因となっていた。そのため、綿花の非生産地である上海などの大型紡績工場では、原材料不足のため操業短縮を余儀なくされ、市場には良質品が減って、粗悪品があふれる状態になってしまった。

このような傾向に対して国務院は、89年3月の「産業政策の要点に関する決定」の中で、経済の整備・整頓期間中は綿花生産を重点的に支援すると共に、原材料不足、加工力の過剰が続く紡績業界の生産力拡大を認めないと方針を打ち出した。しかしながら一部の部門・地区は地元経済の発展を最優先し、自分のところだけは特殊状況にあるとして、国務院の意向に背き、綿紡績の生産力拡大に力を注いだため、綿紡績業界の原材料不足をさらに悪化させる結果となった。

### (3) 地方保護主義への中央の対応

これらの「諸侯経済」現象に対して、鄒家華国家計画委員会主任は1990年7月29日の全国生産工作会议において、「市場封鎖をすることは商品流通や経済の活性化にとって不利であり、その悪影響による被害は甚大である。各地は自覚をもって、すでに発布した市場封鎖のための規定を取り消し、市場封鎖の克服を堅持し、経済協力の拡大を図らなければならない」と述べた<sup>(57)</sup>。

90年11月10日には、「地区間の市場封鎖を打破し、商品流通を更に促進することに関する国務院の通知」が出された<sup>(58)</sup>。そこでは次の六つの要求が打ち出された。すなわち、①地方政府による企業への干渉をやめさせ、企業の経営自主権を確立させること、②各地に関所をみだりに設置して、商品の流通を妨げないようにすること、③当地の企業だけに対する税制面から

の優遇措置を取り止めること、④外地の商品の使用を禁止しないこと、⑤価格操作によって外地の商品を排除しないこと、⑥温情主義的対応で地元企業を温存するのではなく、市場を開放することによって企業の体質改善を図ることなどである。

それに関連して、90年11月30日の『人民日報』は、産業構造や製品構造の改革推進を突破口にして、市場封鎖を打破する必要があると述べ、このような市場封鎖の打破こそが改革の深化を確固たるものにするという見解を示した<sup>(59)</sup>。

#### (4) 地方政府による対応

ところで、「諸侯経済」を初めとした市場封鎖に対しては、省レベルでも様々な対策が実行されていたことが報道された。例えば、90年7月の江西省政府常務委員会では、商品の流通を阻害している関所の全面撤廃に関する決定を行った<sup>(60)</sup>。呉官正省長と蔣祝平副省長は、「関所を設けることは、遅れた考え方を表現しているだけでなく、無能さをも反映しているし、それは地方保護主義を助長するだけである」と述べ、次の五つの要求を提起した。第一に、関所の整理・整頓をすること、第二に、関所撤去の実態調査をすること、第三に、省政府は専門の調査チームを設け、商品流通を著しく阻害している関所を発見し次第、その場で撤去できる権限を与えること、第四は、物品税の徴収をしっかりと行うこと、第五は、改革・開放の精神にのっとり、市場を開放し、流通を活性化させることであった。

90年7月15日の『人民日報』は、重慶市の地方保護主義への具体的取り組みとして次の二点を紹介した<sup>(61)</sup>。第一に、全国10大百貨店の一つである重慶百貨大楼が開店40周年記念の際、全国各地の工業企業を招いて、各地の60種類以上にも上る優秀な商品を陳列し、しかもこの店が扱う商品には産地別の差別はなく売上の75%以上は外地の商品によって賄われていたことであり、第二に、長寿県の商業部門は重慶市の21に及ぶ地区の中で唯一大幅な増収を記録していたが、そこで扱っていた商品の90%以上は外地のものであったことである。

これらの例から、地方における政治過程の片鱗を窺い知ることができる。すなわち、江西省の例では関所の撤廃を目指す省政府に対して、省より下のレベルでは関所を維持することによって自らの利益を擁護しようとしていたことが分かり、重慶市の例では、各レベルの商業部門が地元の企業と癒着して、自らの既得権益を守っていたことである。

#### (5) 中央と地方の利害対立

天安門事件以降の中央による経済権限の再集権化の動きを巡って、中央と地方の間では様々な軋轢が生じていた<sup>(62)</sup>。例えば、89年11月の中国共産党第13期中央委員会第5回全体会議前の中央工作会议で打ち出された「中央・地方で分割している財政を今後は統合する」という案は、地方の反対に遭い棚上げとなった。また、89年末に対外貿易部によって、一部商品の輸出権を地方から再び中央へ回収するという案も、地方の強烈な反対に遭い、結局、撤回を余儀なくされた。このような中央と地方の利害対立に対して江沢民総書記は、「全国各地で地元の利

益だけを重視し、全局を顧みない『諸侯經濟』が横行し、中央による権限回収に対しても強い抵抗がある。このような状態を改革しない限り、各地の経済が協調して発展していくことは難しい」との警戒感を表明した。

#### (6) 第8次5ヵ年計画の策定を巡る対立

次に、第8次5ヵ年計画の策定を巡る中央と地方の確執について見ていくたい。この第8次5ヵ年計画の策定過程においては、当然のことながら、中央と地方の間の駆け引きが行われ、地方の利害が表出される現象もしばしば観察された。

中央は90年初頭から第8次5ヵ年計画の策定にとりかかった。その過程で、第7次5ヵ年計画期における地方への過度の経済権限下放による、経済混乱発生への反省から、市場経済システム導入の準備措置の一環として、中央の経済権限の再強化が模索されることとなつた<sup>(63)</sup>。

第8次5ヵ年計画案の初稿の内容は、「第7次5ヵ年計画期間中、指導部は成果を焦り過ぎる傾向が存在したため、間口を広げ過ぎ、マクロ経済の失調がもたらされ、『整備・整頓』を行わざるを得なくなった。このため、第8次5ヵ年計画では、商品経済・企業請負・財政請負が正しいものであるかを考え直す必要がある」という、中央集権的色彩が濃厚なものであつた<sup>(64)</sup>。

この初稿が策定された後、中央は何度も各省・市の指導者及び経済工作的責任者が参加した会議を開催した。90年9月に、国務院は全国省長会議を開き、改めて第8次5ヵ年計画案を提示した。しかし、経済や財政運営に関して中央集権の色彩が極めて濃い計画案に対し、地方の指導者は強く反発し、結局同意が得られなかつた<sup>(65)</sup>。

このようにして、李鵬総理らが中心となって推進しようとした中央政府強化案は、地方の利益代表者からの激しい反発を招いたのであつた。葉選平広東省長を始めとした地方の指導者は、10年来の改革・開放の成果は、「地方への権限の委譲による経済の活性化によってもたらされたところが大きい」などと述べ、これまでの実績を強調したという。そして、特に地方からの反発が集中したのは、地方に分け与えた経済権限を再び中央に戻そうとする財政請負制の見直し案であったと伝えられている<sup>(66)</sup>。

ところで、1990年秋のアジア競技大会の後ほどなくして開かれる予定であった中国共産党中央委員会第13期中央委員会第7回全体会議は、中央と地方の意見調整がこのように難航したことも加わって、その開催は年末ぎりぎりまでにずれ込んでしまつた。そこにおいて採択された「国民経済と社会発展の10ヵ年計画と第8次5ヵ年計画に関する党中央の建議」によると、懸案となつてゐた中央と地方の関係の調整については、「中央と地方の関係及び中央と企業の関係を正しく処理し、中央の積極性、地方の積極性という2つの積極性、企業と勤労者の積極性を發揮せなければならない」という抽象的な表現で言及されるに留まつた。さらに、中央内部の意見対立を反映してか、趙紫陽前総書記の「継続審査」の問題や政治局員の欠員補充などの人事問題に関しても決着がつけられなかつた<sup>(67)</sup>。

### (7) 地方保護主義を巡る中央・地方関係

以上のことから、経済の整備・整頓政策が実施された時期に顕在化した地方保護主義的傾向に関して、以下の三点が引き出せる。第一に、中央が引き締めを強めた時期であるにもかかわらず、「諸侯經濟」現象や第8次5ヵ年計画策定過程などで、地方の利益表出が見出されたことである。第二に、地方政府が地元利益を最優先にした政策を志向しがちであるのは一面ではやむを得ないことではあるが、それが中央の統制を無視してまで、実行できてしまう権限が地方にあること自体に問題があるとも言えよう。そして、第三に、経済権限の下放の結果、地方に既得権益が生まれ、そのような現実を無視しては政策の実行を保証することが難しくなってきたということであり、それゆえに中央は、政治指導のあり方を現実に即して転換する必要、すなわち改革路線への回帰を迫られたのであった。

## 4. 改革路線への回帰の始まり

以上のような経済の整備・整頓政策の限界を踏まえて、中央指導部は徐々に改革路線へ回帰していくこととなった。以下、その過程を追ってみたい。

### (1) 鄧小平の懸念

前年からの引き締め政策の強化で経済の停滞が続いている1990年3月、鄧小平は、「もし我々が5年間発展しないならば、あるいは低速度の発展、例えば4%、5%、さらには、2%、3%などということになれば、いったいどのような影響が発生するのであろうか。これはただの経済問題ではなく、実際は政治問題なのである。それゆえ我々は経済の整備・整頓期間中に、何としても適度な速度の発展を勝ち取らなくてはならない」と述べ、経済問題を解決し、人民の生活を向上させることが、党指導部やその正当性の維持、強化にとって極めて重要であり、そうすることによって、西側諸国からの「和平演変」にも充分対抗できるという見解を示すことと、徐々に経済調整を収束させていくべきであるとする認識を示した<sup>(68)</sup>。

### (2) 更なる引き締め緩和を求める地方と中央の確執

徐々に経済建設重視の姿勢を見せ始てはいるものの、依然として引き締め傾向の強い中央に対して、地方からの反発・抵抗が続いた。広東省の葉選平省長は90年12月11日、「地方に委譲した権力を中央が再び回収すると言われているが、広東省の経済に影響しないのか」との記者の質問に答えて、「“棄権”はあり得ない」と否定し、中央集権化の動きに釘をさした<sup>(69)</sup>。

第8次5ヵ年計画期の成長率として掲げられた約6%の指標に対し、福建省は省独特の経済成長率を8%から8.5%とかなり高めに設定した<sup>(70)</sup>。また、90年12月から『福建日報』は、「改革・開放は福建にあり」と題したコーナーを連載し始めるなど、中央の基調との間にはかなりのギャップがあった。

内陸部の四川省も、保守的な中央の方針に対して不満を表明した<sup>(71)</sup>。『四川日報』は90年12

月9日、「必ず経済建設を中心としなければならない」と題する社説を掲載し、「計画を作り、仕事を案配するこの時期に、経済建設を中心に進められているのか。経済建設は誠心誠意実行されているだろうか。恐らくまだ、そうとは言えない」と述べた。すなわちこの社説は、内陸部に位置する四川省は沿海部に比べて経済発展が遅れていること、そして依然として引き締め傾向の強い中央の基調に対する苛立ちを示したのであった。

### (3) 人事を巡る中央と地方の確執

地方政府の人事を巡る中央と地方の確執も続いていた。沈祖倫浙江省長辞任の内幕について、香港誌『争鳴』1991年1月号が伝えたところによると、彼の罪状は89年の天安門事件の際、①全国人民代表大会に対して、民主化運動に参加した学生への理解を促したこと、②浙江省は学生に対して武力を使わないと言明したこと、などであったとされる。沈祖倫は改革・開放を積極的に推進し、郷鎮企業を積極的に発展させ、浙江省を1980年代に最も経済発展の早い省の一つとすることに貢献した。天安門事件以後、中央が引き締め政策を強化したにもかかわらず、彼は依然として様々な圧力に抵抗して、企業や経済の活性化、貿易振興のための一連の措置を打ち出した。90年の全国経済工作会议で、彼は広東省の葉選平省長とともに中央の政策を批判した。このことが、李鵬や姚依林などの中央上層部の不満を増幅させたことは想像に難くない<sup>(72)</sup>。

葉選平広東省長の全国政治協商会議副主席への転出を巡っても、ひと波乱あったと言われる<sup>(73)</sup>。対立の発端は財政配分を巡る論争であった。深刻な不況の中でも、広東省だけは香港資本の受け皿として高度成長を謳歌してきた。そこで財政難に苦しむ中央はこれに目をつけ、広東省に上納金の引き上げを求めた。葉選平はこれに対して強く抵抗し、省独自のエネルギー、交通政策を打ち出すなど、中央無視の色彩を強めていた。91年の旧正月以降、中央から楊尚昆国家主席、王震同副主席らが相次いで広州に出向き、葉氏に対して中央の指導を受け入れるよう働きかけたと言われる。

そもそも、中央が彼を容易に省長辞任にまで追い込めなかったのは、広東省の経済力は中央にとっても無視できないほどに重要となっていて、いたずらに動搖を当地に巻き起こすことは、中国経済全体にとっても悪影響を及ぼす可能性があると中央の指導者が判断したからであろう。このように、中央にとって地方はもはや「鶴の一声」で、思うように操れる存在ではなくなったのである。江沢民総書記もこの頃、「いろいろ見えてくると、経済工作は中央が号令をかけ、指令を出すだけの時代はすでに過ぎ去ったのだ」と発言したといわれる<sup>(74)</sup>。

### (4) 経済の整備・整頓政策の基本的終結

91年9月に行われた中央工作会议において、ついに経済の整備・整頓政策の基本的終了が宣言された<sup>(75)</sup>。このようにして、経済の整備・整頓政策は基本的に終了することになったのであるが、その後の経済戦略として掲げられた政策は、経済の整備・整頓政策導入以前に行われ

ていた政策と、どのような点が類似しており、どのような点が異なっていたのであろうか。まず第一に類似点として、共産党による指導や社会主義制度の正当性を、経済発展によって獲得しようとする戦略は、78年12月の中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議で決定され、87年10月の中国共産党第13回党大会でも確認された路線である。すなわち、“趙紫陽なき趙紫陽路線”と言うことができよう。

しかし、第二に相違点として、88年前半までの時点において、経済体制改革を促進する有力な手段として掲げられていた党政分離や政府機構改革などを初めとする政治体制改革重視の姿勢が、91年のこの時期においてはほとんど見受けられないことを指摘せねばならない。これは、天安門事件の後遺症であると言えよう。

そして、第三に言えることは、経済の整備・整頓から改革路線への実質的な転換は、1991年9月よりも前の時点から始まっていたということである。すなわち、経済の整備・整頓政策導入時の最大の問題となっていた、基本建設投資の圧縮や物価の抑制という課題は、89年後半以降の強力な引き締め政策によって基本的に解決された。そして深刻な不況とその後の引き締め政策を経て、経済の基本的安定を実現した90年の夏頃から、経済建設中心路線への回帰、つまり経済の整備・整頓政策から改革の深化への実質的な転換が徐々に始まっていたと言えるのである<sup>(76)</sup>。

そこで問題となるのは、改革路線へ実質的に回帰し始めていたにもかかわらず、なぜ経済の整備・整頓政策の終結宣言が、91年9月の時点にまでずれ込んでしまったのかという点である。それは当時の指導部が、89年の天安門事件を引き起こすことになったとされる政策を否定することに、その存立の正当性を見出していたからであると言える。すなわち、その否定すべき政策とは趙紫陽前総書記が中心となって進めた、「経済にのみ偏り、党の建設、精神文明の建設、及び思想政治工作を著しく軽視し、党の指導を著しく弱体化させた」<sup>(77)</sup>とされる政策のことであり、それゆえ当時の指導部は中国共産党第13回党大会路線への回帰を容易に行い得なかつたと思われる。このことは、91年9月の中央工作会议において江沢民が13期3中全会ではなく、「(趙紫陽が失脚した)“13期4中全会以来”的経済の整備・整頓政策の過程において、改革・開放は停滞することなく、新しい展開を遂げた」<sup>(78)</sup>と発言したことにも表れている。

ところで91年9月の中央工作会议以降も中国は、依然として「社会主義の堅持」、「精神文明の建設」、「ブルジョワ自由化反対」などの“くびき”から逃れることができず<sup>(79)</sup>、「改革・開放の全面展開」<sup>(80)</sup>という事態に至ることができるかどうかは余談を許さない状況であった。しかし、92年の鄧小平による「南巡講話」<sup>(81)</sup>以降、「改革・開放の全面展開」はようやく党の公式見解となったのである<sup>(82)</sup>。鄧小平がこの時期に「南巡講話」という形で、改革深化の大号令を発しなければならなかった背景には、その前年まで続けられていた経済の整備・整頓政策の結果が大きく作用していたものと思われる。

## 5. 結語

中国共産党は、経済の整備・整頓政策により経済の過熱を基本的に解消することができ、特に、天安門事件以降では、引き締めが強過ぎ深刻な不況に陥ってしまうほどでもあった。このことからも、中央の力は経済改革以降、相対的に弱体化してきたと言われてはいるが、いまだに決定的な力を保持していることも事実である。

しかしながら、引き締め政策の強化によって経済は停滞し、「諸侯経済」のような中央の政策に対する地方の面従腹背的な対応も顕在化した。また、経済の整備・整頓政策の執行実態を仔細に観察してみると、既得権益を守るために面従腹背的な対応は、中央と地方の間ばかりではなく、地方間あるいは地方内部でも多々見受けられた。

このように、中央で決定された政策が、実際に執行される過程においては、種々の既得権益との葛藤を経なければならず、そのため、当初の政策はその執行過程を通じて様々な変更を迫られることとなった。それゆえに、経済の整備・整頓政策期間中も、共産党指導部は、中央・地方関係の調整に腐心し続けたのである。

そこで、中央・地方関係からみた中国の政治過程について、以下、三点について指摘を行っておきたい。まず第一に、政策執行の実質的な権限はかなりの程度地方にあるということである。それは、中国が経済改革を推進するにあたり、財政請負制を採用し、それも地方の条件に合わせて様々な形態がとられていたこと、及び経済の整備・整頓政策の執行過程においても、各地が地域の実情に合わせて、独自に政策目標を設定し、それを執行していたことからも伺える。

第二に、地方と言っても各レベルにはそれぞれの利害があり、省政府が決定したことであっても、下級レベルとの利害対立のために、必ずしも抵抗なく実行されたわけではなかったということである。また、物資「争奪戦」や市場封鎖の例からは、既得権益を守るために地方政府と地元企業が癒着している現象も観察された。それゆえに、地方内部の政治過程に注目することも、今後、中国の政治過程を研究する上ですますます重要となってくるであろう。そして第三に言えることは、経済の整備・整頓政策の終結に至る過程で見られたように、地方における政策執行の実態を反映して、中央の政策も変更を余儀なくされたということである。

この最後の点にも関連するが、経済の整備・整頓政策はやがて再び改革・開放政策のもとでの高度成長路線に転換されることになった。それを決定的にしたのは、1992年の鄧小平による「南巡講話」であった。すなわち、最高実力者と言われた彼が、「改革・開放の全面展開」の大号令を発したことにより、政治的潮流が改革路線の方向へ大きく動いたことは言うまでもない。

しかし、この「南巡講話」の意義を別の角度から考えてみると、それは本稿の中で繰り返し論じてきたように、中央が地方の要求に合わせて政策の変更を余儀なくされたことを象徴しているとも言えるのである。すなわち、「南巡講話」以降の過熱気味とも言える中国経済の発展ぶりは、それ以前から地方社会の流れがすでにその方向に向って進んでおり、遅ればせながら

中央がそれを肯定したことによって、その勢いがさらに増したと解釈することも可能である。

天安門事件に象徴されるように、中国共産党に対する人民の信頼感は、徐々に弱まりつつある。その信頼感を回復、あるいは少なくとも現状を維持するために鄧小平が選択した道は、国家が上からやたらに権力を振り回すことではなく、むしろ地方や社会の流れに身を任せることであったとも言えるのである。

これは、確かに短期的には有効な政策であろうが、いずれ抜本的な国家体制の改革が要求される場面が到来したとき、中国共産党が国家運営の中核として充分な役割を担えるかどうかが、今後、問題となっていくであろうと思われる。

## 注

- (1) 「諸侯経済」に関して、沈立人・戴園晨「我国“諸侯経済”的形成以及其弊端和根源」(『経済研究』1990年3月20日)によれば、経済権限の下放に伴って、地方政府は自らの利益を追求する利益主体としての性格を強め、経済の過熱や市場の混乱を引き起こしたとしている。そのほか、「諸侯経済」については、趙夕芳「当代“諸侯経済”憂思録」(『人民日報』1989年8月6日)および、天児慧『中国 変容する社会主義大国』(東京大学出版会、1992年、157—165頁)、などを参照されたい。
- (2) J.R.タウンゼント(小島朋之訳)『現代中国 政治体系の比較分析』(慶應通信、1980年、321頁)においても、「中国の統治過程が律法主義的な行政様式と相いれない非常に流動的で、幅広い特性を持つことを認識するには、土地改革、農業集団化と人民公社化及びプロ文革の一般的な概要をみるだけでよい」と述べられている。
- (3) 例えば、1980年、1985年、1988年を中心とした経済の過熱と、その後の引き締め政策の繰り返しを、例として挙げることができる。
- (4) 前掲『現代中国』、321頁。
- (5) 「分税制」とは、税種に基づいて中央・地方・企業の財政関係を区別する制度のことである。中央はその導入によって、財政についてのマクロ統制強化を目指している。
- (6) 前掲『現代中国』(321頁)では、このように地方における政策執行の実態を踏まえて、中央が政策を修正していく手法を、「決定における実権主義」と名付けている。
- (7) 同上、327頁。
- (8) 天児慧「地域主義をめぐる政治力学」丸山伸郎編著『華南経済圏—開かれた地域主義』(アジアの経済圏シリーズ1) アジア経済研究所、1992年、73—74頁。
- (9) 同上、75頁。
- (10) 経済の整備・整頓政策は、1988年9月の中国共産党第13期中央委員会第3回総会(以下、中共13期3中全会と略称)において導入が決定され、1991年9月の中央工作会议において終了が宣言された。
- (11) 鄧小平「理順物価、加速改革」(1988年5月19日) 中共中央文献編輯委員会編『鄧小平文選』第三巻、人民出版社、1993年、263頁。
- (12) 「國務院常務會議分析当前形勢」『人民日報』1988年8月31日、「中央工作会议在京召開」『人民日報』1988年9月23日、「中共13届3中全会開幕」『人民日報』1988年9月27日。

- (13) 鄧小平「中央要有權威」(1988年9月12日) 前掲『鄧小平文選』、277頁。
- (14) 「基層党组织仍要發揮戰鬪保壘作用」『人民日報』1988年10月16日。
- (15) 趙紫陽「中国共产党第13期中央委員会第3回総会における報告」『北京週報』(別冊付録)、1988年11月15日、2、6頁。
- (16) 以下、基本建設投資の圧縮に関しては、「我国清理全社会固定資産投資」(『人民日報』1988年9月27日)、「國務院領導小組開始弁公」(『人民日報』1988年10月7日)、「全面清理固定資産投資堅持停建一批在建項目」(『人民日報』1988年10月7日)、「國務院信貸檢查弁公室成立」(『人民日報』1988年10月9日)、「國務院通知全面徹查樓堂館所」(『人民日報』1988年10月21日)、「國務院將派十個工作組」(『人民日報』1988年10月26日)、などを参照。
- (17) 物価の抑制については、「加強物価管理嚴格控制物価上漲」(『人民日報』1988年10月30日)、などを参照。
- (18) 「國務院從嚴控制社會集團購買力」(『人民日報』1988年10月7日)、などを参照。なお、社会集團購買力の抑制に関しては、各種機関や企業による公的資金を用いた浪費や、ボーナスの乱発などが問題となった。
- (19) 公司の整理については、「党中央國務院作出決定清理整頓全國各類公司」(『人民日報』1988年10月14日)、を参照。
- (20) 「廣東開始全面清理基建投資項目」『人民日報』1988年10月9日。
- (21) 予算外資金とは、中央・地方の政府予算から除外され、各地方・各部門・各企業などが、国が定めた範囲内において、独自に調達し使用できる資金のことである。
- (22) 「四川清理在建項目堅持有力」『人民日報』1988年10月22日。
- (23) 「北京第二批停緩建40樓堂館所項目」『人民日報』1988年11月11日。
- (24) 「清理建設項目必須實時而不虛」『人民日報』1988年12月30日。
- (25) 「內江企業社會集資過濫」『人民日報』1989年4月7日。
- (26) 「進展しない経済調整政策」『中国經濟速報』1988年11月28日。
- (27) 「整理建設項目有喜有憂」『人民日報』1989年4月4日。
- (28) 重慶市は1984年に計画單列市に指定され、省レベルの国家計画単位に格上げされた。それによって、都市計画の策定に関しても、従来のように省政府(計画委員会)を通すことなく、直接中央の国家計画委員会と交渉できるようになった。
- (29) 「重慶市改進管理弁法切実圧縮集團購買力」『人民日報』1988年10月10日。
- (30) 「吉林控制集團購買力見成功」『人民日報』1988年11月21日。
- (31) 「四川社會集團購買力仍在上昇」『人民日報』1988年12月16日。
- (32) 「集團消費溫度下降非專控商品轉熱銷」『人民日報』1989年5月6日。
- (33) 鄧小平「在接見首都戒嚴部隊軍以上幹部時的講話」『人民日報』1989年6月28日。
- (34) 「党的13届委員会召開第4次全会」『人民日報』1989年6月25日。
- (35) 「中共中央、腐敗一掃を決意」『北京週報』1989年8月8日。
- (36) 「全国物価漲勢已趨緩下半年仍要從嚴控制」『人民日報』1989年8月2日。
- (37) 「黒龍江上海物価漲勢回落」『人民日報』1989年8月3日。
- (38) 同上。
- (39) 同上。

- (40) 「固定資産投資降幅增大」『人民日報』1989年12月27日。
- (41) 「我国基建規模得到初步控制」『人民日報』1990年2月27日。
- (42) 離家華「1989年度国民經濟・社会発展計画の執行状況と1990年度計画草案についての報告」『北京週報』(別冊付録) 1990年4月24日、3頁。
- (43) 同上。
- (44) 石原享一「中国の経済調整政策の現状」『日中經濟協会会報』1989年11月、8頁。
- (45) 注(1)と同じ。
- (46) 同上。
- (47) 国家統計局編『中国統計年鑑』(1990年版) 中国統計出版社、34、242頁。
- (48) 以下、中央による物資の統制については、「中国生産財市場の概況」(『北京週報』1989年11月14日)、を参照。
- (49) 地方政府による地元企業に対する干渉については、上原一慶「企業の活性化と地方政府の対応」(『中国：地域開発と地方政府の役割』日中經濟協会、1991年)、を参照されたい。
- (50) 「河南防止“煙葉大戦”重起」『人民日報』1989年6月4日、「内蒙古『羊毛大戦』告停」『人民日報』1989年8月12日、「浙江遏制“蚕繭大戦”」『人民日報』1989年7月22日、「江蘇防止“蚕繭大戦”重演」『人民日報』1989年2月28日。
- (51) 「政府、商品『争奪戦』の取り締まりを強化」『中国経済速報』1989年3月9日。
- (52) 遊川和郎「広東省と内陸の経済協力関係」(『中国の地域開発』日本貿易振興会、1992年、121頁)、を参照。
- (53) 同上。
- (54) 「地方保護主義全国市場を分断」『中国経済速報』1990年3月5日、6頁。
- (55) 「繭争奪戦再発を懸念」『中国経済速報』1990年4月23日、3頁。
- (56) 市場封鎖による綿紡績業界の混乱については、「綿紡業界原材料不足が悪化」(『中国経済速報』1990年3月12日、7頁)、を参照。
- (57) 「地区封鎖応堅決予以克服」『人民日報』1990年7月31日。
- (58) 「国务院關於打破地区間市場封鎖、進一步搞活商品流通的通知」中共中央文献研究室編『十三大以来重要文献選編』(中) 人民出版社、1991年。
- (59) 「打破封鎖 貸暢其流」『人民日報』1990年11月30日。
- (60) 「江西全面清理各種関卡」『人民日報』1990年7月14日。
- (61) 「重慶市不搞地方保護主義商業経済効益大増」『人民日報』1990年7月15日。
- (62) 以下、「輸出經營權の回収が棚上げ」(『中国経済速報』1990年1月22日、1頁)、を参照。
- (63) 「第8次5ヵ年計画の構想について」『北京週報』1991年1月15日、8-10頁。
- (64) 「中共中央の『建議』」『中国内外動向』ラヂオプレス、1991年2月10日、A4頁。
- (65) 「財政制度を中央集権化」『朝日新聞』1990年9月26日、「中央集権化の五ヵ年計画案 地方指導者が反発」『朝日新聞』1990年9月29日。
- (66) 同上。
- (67) 「中国共産党第13期中央委員会第7回総会公報」『北京週報』1990年1月8日。
- (68) 鄧小平「國際形勢和経済問題」(1990年3月) 前掲『鄧小平文選』、354頁。
- (69) 「地方は保守に抵抗」『朝日新聞』1990年12月16日。

- (70) 同上。
- (71) 同上。
- (72) 「沈祖倫浙江省長『辞任』の内幕」『中国内外動向』ラヂオプレス、1991年2月28日、A2頁。
- (73) 「『中央』と『地方』対立 休戦？」『日本経済新聞』1991年3月21日。
- (74) 魏文「中共13期7中全会後の経済動向」『問題と研究』第20巻7号、69頁。
- (75) 李鵬「關於当前經濟形勢和進一步搞好国營大中企業問題」『人民日報』1991年10月11日。
- (76) 例えば、前掲「牢牢抓住經濟建設這個中心」および、前掲「改革問題について」、などを参照。
- (77) 前掲「党的13届委員会召開第4次全会」、を参照。
- (78) 江沢民「在中央工作会议上的講話」『人民日報』1991年10月11日。
- (79) 「全面把握“一個中心、兩個基本点”」『人民日報』1991年9月11日。
- (80) ここで言う「改革・開放の全面展開」とは、鄧小平のいわゆる「南巡講話」の後、92年3月の中央政治局全体会議で採択された（「牢牢把握党的基本路線一百年不動搖」『人民日報』1992年3月12日）、「1つの中心、2つの基本路線」を党的基本路線として今後百年揺るがないことや、思想をよりいっそう解放すること、経済発展を更に加速化すること、計画と市場はともに経済手段として適宜活用することなどを基本の方針とした改革路線のことを指す。
- (81) 「南巡講話」とは、鄧小平が1992年1月18日から2月21日にかけて、武昌、深圳、珠海、上海などを訪れた際に発表した講話の通称のことである。それは、同年2月28日、中共中央2号文献として下達された。
- (82) 同上「牢牢把握党的基本路線一百年不動搖」。

---

E-mail : isobe@tc.nagasaki-gaigo.ac.jp